

(参考) 職務発明規程の運用事例

注1: この事例集は、国内ヒアリング調査をもとに、様々な事例をまとめた資料です。これらの事例は、あくまでも参考として例示しているものであり、このようなものでなければならないとか、このような内容を採用しなければならないということは一切ありません。

注2: 事例集内で示すA~F社は、一定の企業を示すものではありません。

「相当の対価」の支払基準

「相当の対価」の支払基準

		具体的な取組み事例
大企業	A社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 出願、登録、実施時には、固定額を支払う。 実績(売上、ライセンス収入の累積等)が一定額以上のものについては、実績から算定式に基づいて算出した額を支払う。
	B社(情報通信・サービス)	<ul style="list-style-type: none"> 出願時は、固定額を支払う。 登録時は、出願内容によりランクに基づいて算出した額を支払う。
中小企業	C社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> 特許、意匠、実用新案について支払う。 特許は、出願時と登録時の二時点で固定額を支払う。
	D社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 出願時及び登録時は、固定額を支払う。 実績補償時は、算定式に基づいて算出した額を支払う。
	E社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 実績補償時は、売上に連動した算定式ではなく、技術面での優位性等に基づいて算出した額を支払う。

従業者等との協議

従業者等との協議

		具体的な取組み事例
大企業	A社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> • 職務発明規程案について、社内報で解説した。 • イン트라ネット上で、全従業者を対象とした質疑応答を実施し、従業者からの質問と会社からの回答の全てを公開した。
	B社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> • 全職種(研究職、営業職等)共通の資料を用いて、全従業者を対象としたe-learningを行い説明した。 • 労働組合には、上記とは別に職務発明規程案について説明した。
	C社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> • 職務発明規程案について、説明会を開催した。 • 幹部社員については、イントラネット上に同案を掲載して、意見及び質問を受け付けた。その際、電子メールによりイントラネット上に情報が掲載されていることを連絡した。
中小企業	D社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> • 日常業務の中で、常時、従業者等からの声を汲み取っている。
	E社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> • 職務発明規程案について、全国の営業所に対して提示し、知財部が各所長に対して説明を行い、各所長から所内従業者の意見を吸い上げてもらい、その後は電子メール等でやりとりをした。問題がありそうなどころには直接説明に行った。
	F社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> • 開発部門と製造部門に対して、説明会を実施した。 • 職務発明規程案について、社内掲示版に掲示して意見募集をした他、説明会における従業者からの質問と会社からの回答を公開した。

規程の開示

職務発明規程の開示

		具体的な取組み事例
大企業	A社(ものづくり等)	<ul style="list-style-type: none">• イン트라ネット上で従業者に公開している。
	B社(情報通信・サービス)	<ul style="list-style-type: none">• 通常発明をする部門には、紙冊子を配布している。• 通常発明をしない部門には、紙冊子を部門に備え付けて閲覧可能にしている。
中小企業	C社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none">• 紙媒体で保管しており、発明者等への対価を一覧表にして、開示している。
	D社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none">• 課長が管理しており、従業者は閲覧しようとするれば閲覧できるようになっている。

相当の対価を支払う際の意見聴取

相当の対価を支払う際の意見聴取

		具体的な取組み事例
大企業	A社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> 対価を支払った後に、意見の聴取を実施している。 対価を支払う際に、異議申立に関する内容を記載した書類を送付しており、発明者は決められた期間内で異議申立が可能である。
	B社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 対価を支払う前の対価額の決定の際に、意見の聴取を実施している。質問を受け付ける内容を記載した書類に金額を提示して従業者に送付しており、期限内に確認された後に支払う。 対価を支払う際は、意見聴取を行わないが、質問があれば随時回答している。
	C社(情報通信・サービス)	<ul style="list-style-type: none"> 対価を支払う際に、対価額の算定式も併せて説明し、書面又は電子メールで異議を受け付けている。
中小企業	D社(ものづくり)	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立制度という形は設けていないが、日常において、社員と合意ができている。
	E社(ライフサイエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 対価を支払った後に、発明者は対価について異議がある場合は申立てをすることができ、再度当該対価について話し合うことが可能である。 異議申立制度の窓口は、知財・法務部であり、異議申立があったものについては、再度委員会で審議する。

非金銭的インセンティブ

非金銭的インセンティブ

	具体的な取組み事例
大企業	<ul style="list-style-type: none"> • 若手の発明者名を社内で公表し、社長名の入った表彰状とクリスタル製の盾に発明者の名前を刻み授与している(ものづくり)。 • 優れた発明者には、社長または役員からの表彰状・メダルが授与される。また、発明表彰受賞者による社長へのプレゼンテーション機会やポスターセッション、祝賀会の開催、社内報への掲載が行われる(ものづくり)。 • 登録された特許の中から優れた発明者に対して、社長表彰を授与している。受賞者はイントラネットで掲示する(ものづくり)。 • 優れた発明を発明協会等の外部の発明表彰に応募し、発明者に外部機関での受賞機会を提供している。上位の賞の受賞者は社長や役員と会食できる(ものづくり)。 • 発明登録時に賞状を授与する。優れた発明には、社長表彰状・社長特別表彰状・記念品(金貨等)が授与される(情報通信・サービス)。 • 優れた発明者を会社が認定し、社内に告知している。認定された発明者は、経験の浅い発明者のサポートを行う(情報通信・サービス)。 • 優れた発明をした者を表彰し、イベントやイントラネット等で社内に告知している(情報通信・サービス)。
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> • 発明者は、朝礼や掲示等で社内に告知している。優れた商品につながった発明をした者には、表彰状と盾を授与している(ものづくり)。 • 発明者が社外の発明表彰も受賞できるように、地方発明表彰や創意工夫功労者賞に応募している(ものづくり)。 • 社内表彰と盾を授与している。優れた発明の場合は、社長表彰を授与している(ものづくり)。